

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくデイサービス舞風台
(自立訓練(機能訓練))運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人八女発心会が設置するデイサービス舞風台(以下「事業所」という。)において実施する指定障がい福祉サービスの自立訓練(機能訓練)(以下「機能訓練」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、機能訓練事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、障がい者に対し身体機能又は生活能力の維持・向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 機能訓練の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 機能訓練の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障がい者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」及び「福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(福岡県条例第五十七号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 デイサービス舞風台
- (2)所在地 福岡県八女郡広川町大字水原1498-11

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者の管理、機能訓練の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている機能訓練の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行うほか、障がい者並びにその家族

に対しその内容等について必要な説明を行う。

(2)看護職員 1名以上

看護職員は、利用者が必要とする看護その他の便宜の提供等に従事する。

(3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練その他の便宜の提供等に従事する。

(4)生活支援員8名以上

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための適切な訓練(事業者が利用者の居宅に訪問することにより機能訓練を提供する場合には、訪問による訓練を含む。)その他の便宜の提供等に従事する。また、利用者負担上限額の管理を行う。

(5)サービス管理責任者 1名以上(常勤兼務)

サービス管理責任者は、個別支援計画を策定するとともに、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障がい福祉サービス事業等の利用状況を把握し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討する。また、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うとともに、他の従業者等に対する技術指導又は助言を行う。

(6)管理栄養士又は栄養士 1名以上(常勤兼務)

管理栄養士又は栄養士は、栄養管理業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、1月1日を除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は50人とする。

(機能訓練の内容)

第7条 事業所で行う機能訓練の内容は、次のとおりとする。

(1)個別支援計画の作成

(2)機能訓練

障がい者の有する能力を活用することにより自立した日常生活、社会生活を営むことができるようにするため、各人の心身の特性に応じた必要な訓練を行う。

(3)地域生活移行のための支援

他の障がい福祉サービスを行う者との連携・調整を行うとともに、利用者が一般住宅等における生活に移行した後も一定期間、定期的な連絡・相談等を行う。

(4)食事の提供

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 機能訓練サービスを利用した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、障害者総合支援法第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない機能訓練サービスを提供した際は、支給決定障がい者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に100分の90 を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 次に定める費用については支給決定障がい者から徴収するものとする。

(1)食事に要する費用 厚生労働大臣が定める額

ただし、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等(低所得利用者という。)に対して食事提供を行った場合は、食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の1割の支払いを受けるものとする。

(2)日用品費

(3)その他日常生活において通常必要となるものに係る経費であって支給決定障がい者に負担させることが適当とみとめられるものの実費。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得るものとする。

6 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障がい者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、八女郡広川町、八女市、筑後市、久留米市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1)喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2)指定した場所以外での火気を用いること。
- (3)施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に機能訓練事業の提供を行っているときに障がい者に病状の急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管
理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる
ものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報
及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出
その他必要な訓練を行うものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所は、障がい者の障がい特性をふまえたサービスの専門性を確保するため、
主たる利用者を身体障がい者、知的障害者、精神障がい者、難病等対象者とする。

(苦情解決対応)

第14条 提供した機能訓練サービスに関する障がい者並びにその家族からの苦情に迅速か
つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した機能訓練サービスに関する障がい者並びにその家族からの苦情を受け付けたとき
には、当該苦情の内容等を記録することとする。

3 提供した機能訓練サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2
項の規定により福岡県が、また、法第48条第1項の規定により福岡県知事又は市町村長が
行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問
若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい者またはそ
の家族からの苦情に関して市町村又は福岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとと
もに、市町村又は福岡県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又
は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を福岡県、福岡県知事、市町村
又は市町村長に報告するものとする。

4 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条
の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるもの
とする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

(5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条7項に掲げる行為その他当該障害者の心身に有害な影響を与える行為を行わない。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業者は指定機能訓練の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後1カ月以内

(2)継続研修 年1回

2 職員は、その業務上知り得た障がい者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障がい者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障がい福祉サービス事業者等に対して、障がい者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障がい者並びにその家族の同意を得ておかなければならない。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、障がい者に対する機能訓練サービスの提供に関する諸記録を整備し、機能訓練サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置主体の法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ・この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- ・この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

デイサービス舞風台重要説明書

令和 7 年 3 月 15 日現在

1 デイサービス舞風台が提供するサービスについての相談窓口

電話 0943-33-1015（午前 9 時～午後 5 時まで）

担当 野口 千花（介護福祉士）

※ご不明な点は、おたずねください。

2 デイサービス舞風台の概要

(1) 送迎できる範囲

名称	デイサービス舞風台
所在地	福岡県八女郡広川町大字水原 1498-11
事業所番号	4078400332
送迎サービス提供する対象地域	八女郡広川町、八女市、筑後市、久留米市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 施設の職員体制

職 種	員 数	備 考
生活相談員	3 以上	
介護職員	10 以上	
看護師	2 以上	
機能訓練指導員	1 以上	

(3) 通所介護舞風台の設備等

定員	53 名	相談室	1 室
食堂兼訓練室、静養コーナー	1 室	送迎車	4 台
浴室	2 室		

(4) 営業時間

月～金曜日	午前 8：30～午後 5：30	提供時間	午前 9：00～午後 5：00
-------	-----------------	------	-----------------

3 提供するサービス内容

① レクリエーション ② 機能訓練 ③ 生活相談 ④ 食事 ⑤ 入浴 ⑥ 送迎等

4 料金

利用料金 [紙 2] とおり

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護援専門員とご相談ください。

(2) サービス終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当

方で用意しておりますので、必要な時はお申しつけ下さい。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず 30 日以内にお支払いがない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただきます。

6 通所介護舞風台の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 当施設では、通所介護計画に基づき必要な介護、機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ③ 当施設では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑤ 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

(2) サービスの利用のための留意事項

- ・ 送迎の連絡方法 初回利用時前に利用者及びご家族に説明
- ・ 体調確認と体調不良の場合の対応 体調確認（体温・血圧・脈拍等）の実施
不調時は医師の診察によります
- ・ 食事の内容 利用者の状態にあった食事を提供します
- ・ 機能訓練の内容 利用者の状態にあった訓練（基本動作・ストレッチ・

- 筋力トレーニング等)を提供します
- ・ レクリエーション趣味活動の内容 季節行事(花見・納涼祭・文化祭・外出等)を提供します
- ・ その他 悪天候(積雪・台風等)により、サービスが提供できない場合があります

7 緊急時の対応

ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 身元引受人・連帯債務者について

- 1 利用者は、身元引受人・連帯債務者を定めるものとします。
- 2 前項の身元引受人・連帯債務者は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して保証の責を負うと共に、事業者が運営規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な時は利用者の身柄を引き取るものとします。
- 3 事業者は、利用者の利用状況において必要な場合には、身元引受人・連帯債務者への連絡・協議等に務めるものとします。

10 サービス内容に関する苦情窓口

① ご利用者相談・苦情担当

担当職員 野口 千花 (介護福祉士)

② その他

上記以外に、行政の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会 電話 092-642-7859

福岡県介護保険広域連合柳川大木広川支部 電話 0944-75-6301

広川町役場健康福祉課高齢者健康係 電話 0943-32-1113

八女市役所介護長寿課介護サービス係 電話 0943-23-2545

久留米市役所健康福祉部介護保険課 電話 0942-30-9205

筑後市役所高齢者支援課 電話 0942-53-4115

11 施設の概要

名称、法人種別	医療法人八女発心会
代表者役職・氏名	理事長 姫野亜紀裕
本部所在地・電話番号	福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地 0943-32-7111
施設・拠点等	1 医療法人八女発心会 姫野病院 2 介護老人保健施設舞風台 3 サービス付き高齢者向け住宅 舞風台